

学校においては、学校保健安全法第19条に基づき、感染症予防上必要がある場合には学校の臨時休業を行い、また、生徒が学校感染症に罹患し、医師がその必要があると判断した場合には、出席停止の措置を取ることになっています。

感染症の種類		潜伏期間	感染経路・対処法ほか	出席停止期間の基準		
第一種	エボラ出血熱	3～10日	原則入院	治癒するまで		
	クリミア・コンゴ出血熱	2～9日				
	痘そう	7～16日				
	南米出血熱	数日～数週間				
	ハース	2～6日				
	マルブルグ病	3～7日				
	ラッサ熱	7～10日				
	急性灰白髄炎	2～6日				
	ジフテリア	7～12日				
	重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルスに限る)	2～10日 (平均5～6日)				
中東呼吸器症候群 (病原体がハースコロナウイルスであるものに限る)	*					
特定鳥インフルエンザ 感染症予防法第6条第7項 から9項までに規定する新 型インフルエンザ等感染症指 定感染症及び新感染症						
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ、新型イン フルエンザ等感染症を除く)	1～2日	飛沫感染	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで (幼児にあつては解熱後3日)		
	百日咳	6～15日	飛沫感染	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗生物質製 剤による治療が終了するまで		
	麻疹(はしか)	10～12日	飛沫核感染	解熱後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎(おたふく)	14～24日	飛沫感染	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、か つ、全身状態が良好になるまで		
	風疹(三日ばしか)	14～21日	飛沫感染	発疹が消失するまで		
	水痘(みずぼうそう)	11～20日	飛沫核感染	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで		
	咽頭結膜熱(フェル熱)	5～6日	飛沫感染・接触感染 (フェル水等)	主要症状が消退後2日を経過するまで		
	結核髄膜炎菌性髄膜炎	1～2ヶ月	飛沫核感染	感染のおそれがなくなるまで		
	※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第二種の感染症については、症状により医師において感染のおそれがないと認めた ときは、この限りではありません。					
第三種	コレラ	1～5日	経口感染、接触感染 必要に応じて入院	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで		
	細菌性赤痢	1～7日				
	腸チフスおよびハチチフス	4～14日				
	腸管出血性大腸菌感染症	4～8日				
	流行性角結膜炎(ハヤ目)				1週間以上接触感染 (フェル水等)	
	急性出血性結膜炎(アホ病)	1～1.5日			接触感染(フェル水等)	
	その他感 染症	溶連菌感染症			2～7日	飛沫感染
		ウイルス性肝炎			*	型によって様々
		手足口病			2～7日	飛沫感染
		ヘルパンギーナ			2～7日	飛沫感染、経口感染
マイコプラズマ感染症		2～3週間	飛沫感染			
流行性嘔吐下痢症		1～3日	経口感染、飛沫感染			
アタマジラミ		*	接触感染(頭髪等)	出席可能(タオル・し・帽子等の共用を避ける)		
伝染性膿痂疹(とびひ)	2～10日	接触感染	出席可能(フェル入浴は避ける)			
※その他の感染症はここに記載がないものについても学校長の判断により、出席停止の措置をとる場合があります。 ※平成31年度より伝染性紅斑(りんご病)はその他の感染症から除外されました。						

上記の表に加え、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症も第二類に分類され出席停止の期間が下記のように定められました。

- 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- ※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまで
- ※ 症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す
- ※ 発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること